

マイナンバーカードの交付

市役所で手続きを

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

必要書類 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードでもできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できます。また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどに利用できるほか、全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本・附票(本市に本籍がある人のみ)の交付などにも利用できます。

紛失したときは

マイナンバーカードをなくしたときはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてから、市民課と警察署に届け出てください。なお、紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

生産緑地地区

変更案の縦覧

市では、災害や公害の防止、農業と調和した都市環境の保全などに役立つ土地を生産緑地地区として指定しています。その区域の変更案(廃止)を縦覧できます。

縦覧期間 7月3日(火)～17日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 公園緑地課(市役所5階)

(階)

意見の提出方法 7月17日(火)(必着)までに縦覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで公園緑地課(〒286・8585 花崎町760 F AX 22・4493 Eメール en@city.naria.chiba.jp)へ

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

指定学校変更・区域外就学

相談してください

市立学校の通学区域(学区)は、住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更 市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立学校への通学を認める

区域外就学 市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

徒に対して、市立学校への通学を認める

新1年生(義務教育学校の新7年生)の指定学校変更

来年度、市立学校へ入学する新1年生で指定学校変更を希望する場合は、11月30日(金)までに学務課(市役所5階)へ申し出てください。受付開始日は次の通りです。

○小学校(義務教育学校の前期課程を含む)：8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

○中学校(義務教育学校の後期課程を含む)：8月1日(水)

部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は8月15日(水)～9月28日(金)に学務課へ申し出てください。指定日に親子で部活動を参観し、意思確認を行います。卒業まで部活動を継続することが条件となり変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)または市ホームページ

(<http://www.city.naria.chiba.jp/kosodate/page196800.html>)へ。

介護保険料

期限内の納付にご協力を

65歳以上で介護保険料を納付書・口座振替で納付(普通徴収)している人に、介護保険料額決定・納付通知書を7月13日(金)に発送します。同封の納付書は金融機関や郵便局のほかコンビニエンスストアでの支払いや、ペイジー、クレジットカードでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)する人には、保険料額決定通知書を7月20日(金)に発送します。前年に年金から引き落とされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、納付書・口座振替での納付に変更されていることあるので注意してください。

また、災害や生活困窮などの特別な事情によって保険料の納付が困難になったときには、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除されたりする場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

市長日誌



6月1日～15日

1日	6月定例会議会開会(～20日) 成田法人会総会
2日	豊住地区敬老会
3日	下総地区空港対策委員会総会 中郷地区騒音対策協議会総会
5日	市議会一般質問(～8日)
7日	成田祇園祭フレーム切手贈呈式
8日	成田交通安全協会総会
9日	土砂災害訓練(伊能地区)
10日	成田ニュータウン防犯パトロール隊総会
11日	空港対策特別委員会 建設水道常任委員会 遺族会総会 地域振興連絡協議会総会
12日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 経済環境常任委員会
13日	教育民生常任委員会 マンダリン航空成田-台中線新
14日	規就航記念式典 総務常任委員会
15日	農政懇談会



定例会議会で(1日)

景観計画 変更素案の公表と 意見の募集

市では「成田市景観計画」を定めています。この計画について一部変更した素案を公表し、皆さんの意見を募集します。

縦覧期間 7月2日(月)～16日(月)

祝(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 公園緑地課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、もりんぴあこづつ、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/shi-sei/page000100.html>)

意見の提出方法 7月16日(月)・祝(必着)までに縦覧場所にある意見提出書に必要事項を書いた

て、直接・郵送・FAX・メールのいずれかで公園緑地課(〒286-8585 花崎町760 FAX22-4493 Eメールno.en@city.narita.chiba.jp)へ

結果の公表 市の考えと併せて

ホームページなどで掲載

※くわしくは公園緑地課(☎20-1562)へ。

後期高齢者医療制度

納付方法を 確認しましょう

平成30・31年度の後期高齢者医療保険料が見直されました。保険料の計算の基となる所得割率は7・89パーセント、均等割額は4万1,000円となりました。

保険料額決定通知書を発送

納付書や口座振替によって納付する普通徴収の人は7月13日(金)に、

年金から引き落としで納付する特別徴収の人は7月20日(金)に、保険料額決定通知書を発送します。

保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります。通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

年金からの引き落としを口座振替に変更

年金から引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する場合は、7月31日(火)までに印鑑・引き落とし口座が分かる物を持って保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出を行い、金融機関で口座振替の手続きをしてください。10月の年金からの引き落としが停止され、口座振替による納付となります。ただし、これまでの納付状況などから変更

できない場合があります。

保険証を一斉に更新

保険証を8月1日(水)に更新します。新しい保険証は7月10日(火)に簡易書留で発送します。

配達時に不在の場合は「郵便物等不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は、保険年金課で保管しますので、同課(☎20-1547)へ連絡してから受け取りに来てください。

※くわしくは同課へ。

光化学スモッグ

注意報が発令されたら

これからの季節、気温が高く、風が弱いときに光化学スモッグが発生しやすくなります。

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスなどで光化学スモッグ注意報をお知らせしています。注意報が発令されたら、屋外での激しい運動を避け、できる限り外に出ないようにしてください。

目や喉が痛くなったり息を吸うのが苦しくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、涼しいところで安静にする

などの応急処置をしてください。応急処置で良くならないときは、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

航空機騒音対策基本方針

変更案を縦覧できます

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の規定に基づく「航空機騒音対策基本方針」の変更案を縦覧できます。

縦覧期間 7月6日(金)～20日(金)

祝(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、県空港地域振興課(県庁本庁舎10階) 地域振興課(県庁本庁舎10階) 意見の提出方法 8月2日(木)当日消印有効)に縦覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、直接縦覧場所に提出または郵送で県空港地域振興課(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1)へ

※7月8日(日)・14日(土)は行政資料室(市役所1階)でのみ縦覧できます。くわしくは空港地域振興課(☎20-1520)または県空港地域振興課(☎043-223-2280)へ。

水稻の薬剤散布

7月13日～23日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病などの病気がから守り、良質な米を作るため無線操縦ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

対象地区と期日

- 大栄地区：7月13日(金)・14日(土)
- 下総地区：7月16日(月・祝)～18日(水)
- 成田地区：7月21日(土)～23日(月)

作業予定時間は午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

- 散布時間は、通勤・通学時間帯と重なる場合があるため、区内の水田周辺の通行や駐車をなるべく避ける
- 洗濯物や寝具などは屋外に干さないようにし、小動物を入れてある籠などにはカバーを掛ける
- 薬剤が掛かったときは水で洗います。心配な場合は農政課、北総農業共済組合へ相談する。

- 緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)・神崎クリニック(☎

0478・72・3117)へ連絡してください

※くわしくは農政課(☎20・1541)または北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

節水

限りある資源を大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。水は限りある貴重な資源ですので、節水を心掛けます。

- 蛇口は小まめに閉める
- 洗濯などは風呂の残り湯を使う
- 歯みがきはコップを使って行う
- 洗車はバケツを使って行う
- ※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

夏の交通安全運動

正しいマナーで運転を

7月10日(火)～19日(水)は夏の交通安全運動期間です。重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

○ドライバーは安全運転を心掛けて

車両などには、交差点や横断歩道での安全進行義務があります。交差点や横断歩道を進入・通過する際は、さまざまな状況に対応できるように運転してください。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

介護保険利用者負担割合

8月1日から見直し

高齢化が進み、介護保険の給付費用は年々増大しています。介護保険制度を維持するため、次の全てに当てはまる人の負担割合は2割から3割になります。

- 第1号被保険者(65歳以上)
- 市民税が課税されている人
- 合計所得金額が220万円以上の人

○年金収入とそのほかの合計所得金額が、単身で340万円以上、または65歳以上の人が2人以上の世帯で463万円以上の人
要介護・要支援認定を受けてい

る人には、負担割合が書かれた負担割合証を7月下旬に郵送します。

なお、この負担割合証はサービスを利用する際に保険証と併せて施設などに提示する必要があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

農地の転用

許可や届け出を忘れずに

農地の転用について、次の場合は、許可や届け出が必要です。

- 宅地・駐車場・資材置き場などに転用する
- 埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用(一時転用)する
- 違反者には、県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

高額療養費

自己負担限度額が変わります

高額療養費は、医療機関の窓口で支払う医療費が同月内で自己負

担限度額を超えた場合に、申請により差額分が給付されるものです。制度改正により、70歳以上の人の限度額は、8月から左表の通りになります。なお、非課税世帯に変更はありません。

70歳以上の人の自己負担限度額

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得が690万円以上の人	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。4回目以降は14万100円)	
課税所得が380万円以上の人	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。4回目以降は9万3,000円)	
課税所得が145万円以上の人	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。4回目以降は4万4,400円)	
課税所得が145万円未満の人	1万8,000円(年間上限額14万4,000円)	5万7,600円(4回目以降は4万4,400円)

※くわしくは保険年金課(国民健康保険☎20・1526、後期高齢者医療保険☎20・1547)へ。